

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年育成等の活動を支援するため、予算の範囲内で福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 助成金の交付対象は、大学のサークル等の団体で以下のとおりとする。

- (1) 福島県青少年会館が実施する事業活動にボランティアとして参加協力頂けると。
- (2) 県内に活動の拠点を有していること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動、特定の思想又は主義主張を浸透させることを目的としていないこと。

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる交付対象団体が行う事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動を助長する事業
- (2) 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び非行防止に資する事業
- (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者を地域において支援する事業
- (4) その他館長が適当と認める事業

(交付対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費とし、旅費、交通費、宿泊料、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、消耗品費、謝金などとする。但し、飲食費や懇親会費などは助成対象外とする。

(助成事業の対象期間)

第5条 助成事業の対象期間は、第9条の交付決定を受けた年度内とする。

(交付限度額等)

第6条 助成金の交付は各年度1団体1回限りとし、その限度額は5万円とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、福島県青少年会館ボランティア活動支援事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、別に定める応募期日までに館長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) ボランティア活動実施計画書(様式第2号)
- (3) 収入支出予算書
- (4) 規約や組織等の内容がわかる書類

(審査)

第8条 館長は、前条の規定による申請があった交付申請書等について審査する。

(助成金の交付決定、支払い)

第9条 館長は、審査結果に基づき、福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請団体に通知する。助成金の支払いは請求に基づき精算払いとする。但し、福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業概算払い申請書(様式第4号)により半額を概算払いとすることができる。

(事業の変更等)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、事業の変更又は廃止をしようとするときは、福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金事業変更(廃止)申請書(様式第5号)を館長に提出し、承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査の上、変更又は廃止について承認の可否を決定し、福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金事業変更(廃止)承認通知書(様式第6号)により交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付団体は、事業終了後、30日以内に福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して館長に提出する。

- (1) 事業報告書
- (2) ボランティア活動報告書
- (3) 収入支出決算書
- (4) 支出内容を確認できる証書類の写し及び写真
- (5) その他館長が必要と認める書類

2 館長は、前項の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を精査のうえ、助成金を確定し、交付団体に通知する。概算払いをしている場合は、残額を支払うものとする。

(助成金の返還)

第12条 館長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を使用しないとき、又はその支出額が予算に比して著しく減少したとき
- (2) 助成する目的以外に使用したとき
- (3) 事業を中止又は廃止したとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付申請書

年 月 日

福島県青少年会館館長 様

団体名
住所
代表者名
連絡先 ()

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) その他組織、規約等に関する書類

様式第2号（第7条関係）

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業ボランティア計画書

年 月 日

団体名
住所
代表者名
連絡先 ()

事業名	日 程	ボランティアの内容	場 所	参加人数
			福島県 青少年会館	

※ ボランティアの内容については、会場準備・受付・子どもたちの指導・運営補助等と記入してください。

様式第3号（第9条関係）

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日

団体名
代表者名

福島県青少年会館館長 印

年 月 日付けで申請のあった福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金について、審査の結果に基づき、下記の金額を交付決定（却下）したので通知します。

記

1 交付金額 金 円

交付条件

- (1) この助成金は、目的以外に使用しないこと。
- (2) この助成金は、目的以外に使用した場合には助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

2 却下（理由）

様式第4号（第9条関係）

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業概算払い申請書

年 月 日

福島県青少年会館館長 様

団体名
住所
代表者名
連絡先 ()

年 月 日付けで交付決定のあった事業について、下記のとおり概算払いとしたいので福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払い申請額 金 円
- 3 概算払いの理由
- 4 添付資料
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収入支出予算書

様式第5号（第10条関係）

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業変更（廃止）申請書

年 月 日

福島県青少年会館館長 様

団体名
住所
代表者名
連絡先 ()

年 月 日付けで交付決定のあった事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 変更（廃止）の理由
- 3 添付資料
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収入支出予算書

様式第6号（第10条関係）

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業変更（廃止）承認通知書

年 月 日

団体名
代表者名

福島県青少年会館館長 印

年 月 日付けで申請のあった福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金について、下記の金額を変更（廃止）承認したので通知します。

記

1 変更（廃止）金額 金 円

交付条件

- (1) この助成金は、目的以外に使用しないこと。
- (2) この助成金は、目的以外に使用した場合には助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

様式第7号（第11条関係）

福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金実績報告書

年 月 日

福島県青少年会館館長 様

団体名
住所
代表者名
連絡先 ()

年 月 日付けで助成金の交付決定を受けた福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金について、下記のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 添付書類
(3) 事業報告書
(4) 収入支出決算書
(5) 支出内容を確認できる証票類の写し及び写真
- 4 返還額 金 円